

「IP アドレス管理指定事業者について」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文</p> <p>3.3.1 提出書類</p> <p>1. 『契約者情報・資源管理情報登録フォーム』(Web)</p> <p>初期登録用の IP 指定事業者に関する情報を提出してください。記入した内容より、契約申込書が作成されます。各項目に登録する内容や記入形式については、「5.3.2 Web 申請システムによる情報登録・変更届け出」を参照してください。</p> <p>2. 『接続先情報登録フォーム』(Web)</p> <p>3. 『初期割り振り申請フォーム』(Web)</p> <p>4. 法人の登記簿謄本(書面)</p> <p>5. 代表者印の印鑑証明書(書面)</p> <p>6. 資源管理者証明書発行申込書(書面)</p> <p>7. 認証デバイス借用書(書面)</p> <p>8. 申込者の身分証明書等の写しなど、申込者が当該 IP アドレス管理指定事業者 に所属することを確認できる書類(書面)</p> <p>(注意 1) 申込み者が既に JPNIC 会員である場合は、JPNIC に提出済の書類から変更がない限り、提出書類の一部を省略することができます。詳細については、[7 問い合わせ]に記載されている電子メールアドレスに問い合わせてください。</p> <p>(注意 2) 書面での提出は、JPNIC より指示のあった時に行ってください。</p> <p>(注意 3) 4 の書類は、3 ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書の原本をご提出ください。</p> <p>(注意 4) 5 の書類は、3 ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。</p> <p>(注意 5) 6、7 および 8 の書類の作成にあたっては、以下の文書を参照してください。</p> <p>『電子証明書を用いた申請者認証について』</p>	<p>本文</p> <p>3.3.1 提出書類</p> <p>1. 『契約者情報・資源管理情報登録フォーム』(Web)</p> <p>初期登録用の IP 指定事業者に関する情報を提出してください。記入した内容より、契約申込書が作成されます。各項目に登録する内容や記入形式については、「5.3.2 Web 申請システムによる情報登録・変更届け出」を参照してください。</p> <p>2. 『接続先情報登録フォーム』(Web)</p> <p>3. 『初期割り振り申請フォーム』(Web)</p> <p>4. 法人の登記簿謄本(書面)</p> <p>5. 代表者印の印鑑証明書(書面)</p> <p>6. 資源管理者証明書発行申込書(書面)</p> <p>7. 認証デバイス借用書(書面)</p> <p>8. 申込者の身分証明書等の写しなど、申込者が当該 IP アドレス管理指定事業者 に所属することを確認できる書類(書面)</p> <p><u>9. 反社会的勢力排除に関する確約書(書面)</u></p> <p>(注意 1) 申込み者が既に JPNIC 会員である場合は、JPNIC に提出済の書類から変更がない限り、提出書類の一部を省略することができます。詳細については、[7 問い合わせ]に記載されている電子メールアドレスに問い合わせてください。</p> <p>(注意 2) 書面での提出は、JPNIC より指示のあった時に行ってください。</p> <p>(注意 3) 4 の書類は、3 ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書の原本をご提出ください。</p> <p>(注意 4) 5 の書類は、3 ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。</p> <p>(注意 5) 6、7 および 8 の書類の作成にあたっては、以下の文書を参照してください。</p> <p>『電子証明書を用いた申請者認証について <u>(IP アドレス管理指定事業者用)</u>』</p> <p><u>(注意 6) 9 の書類の作成にあたっては、[3.3.1.1 反社会的勢力排除に関する確約書]を参照してください。</u></p>
<p>(該当なし)</p>	<p><u>3.3.1.1 反社会的勢力排除に関する確約書</u></p> <hr/> <hr/> <p><u>反社会的勢力排除に関する確約書</u></p>

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 御中

当社は、貴センターに対し、貴センターとの間で締結された全ての契約（今後、新たに締結される契約を含み、以下、総称して「本契約」という。）について、以下のとおり、確約いたします。

1 当社は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約する。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準ずる者
- (以下、(1) から (9) を総称して「反社会的勢力」という)

2 当社は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- (5) 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係

3 当社は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴センターの信用を棄損し、または貴センターの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 当社は、前各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、並びに第1項および第2項に基づく表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴センターは何らの催告なしに本契約を解除することができることを異議なく承諾する。

5 当社は、前項により貴センターが本契約を解除した場合、当社に損害が生じても、貴センターに対して一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないことを表明、確約する。

6 当社は、本確約書の規定と本契約の規定との間に齟齬が生じる場合には、本確約書が優先して適用されることを異議なく承諾する。

年 月 日

(住所)

(組織名)

(代表者役職)

(代表者氏名)

(印)

(該当なし)

3.3.1.2 各項目の記入方法

項目	記入内容
住所	登記簿記載の本店所在地など、正式な所在地を記入してください。
組織名	登記簿記載の商号など、契約組織の正式な名称を記入してください。
代表者	代表取締役など、組織の代表者であることを示す役職名を記入し

	役職	てください。
	代表者 氏名	代表者の氏名を記入し、右側に代表者印を捺印してください。この印鑑は社印や個人印ではなく、印鑑登録した代表者印を使用してください。